

有機農業運動の現段階と今後の課題

神戸大学農学部 保田 茂

1. 有機農業運動の展開

1)運動の背景

1960年代に顕在化した公害事件を通じて、環境が汚染されれば環境に生育する農水産物、つまり食物までもが汚染されること、結果として公害はしばしば食品公害の形をとってわれわれに迫ってくること、ひとたび、公害物質が人体に取り込まれれば回復困難な健康被害あるいは次世代にまで影響が及ぶ健康被害を被ることを新たに認識。

公害事件略史

- 1962年 水俣病の原因物質（メチル水銀）が判明
- 1964年 第二水俣病発生
- 1965年 コメの中の水銀残留を農林省が確認
- 1966年 残留農薬の研究と水銀系農薬の禁止を国会決議
- 1968年 イタイイタイ病が全国初の公害病に認定。次いで水俣病も公害病と認定
P C B中毒事件発生（ライスオイルにP C B混入）
- 1969年 B H C中毒事件発生（牛乳中にB H C残留）
- 1970年 母乳中の残留農薬（有機塩素系）が判明
- 1971年 農薬取締法改定、有機塩素系農薬の使用・販売の禁止

2)運動の誕生

1969年、牛乳中に農薬B H Cが残留している事実が判明。前年のP C B中毒事件により、有機塩素系薬物の危険性が明白になっていたため、近縁の物質が日常的な食物に残留していることが明らかになって大問題。農水省は急遽、畜舎・飼料作物への有機塩素系農薬の使用を禁止。1970年、母乳中にも有機塩素系農薬が残留していることが判明。しかも残留量は乳児の体力から見て限界に近いとの医師のコメント。食べ物の安全を求める世論高まる。1971年10月、一楽照雄氏等が中心となって有機農業研究会（現在は日本有機農業研究会と改称）を設立。

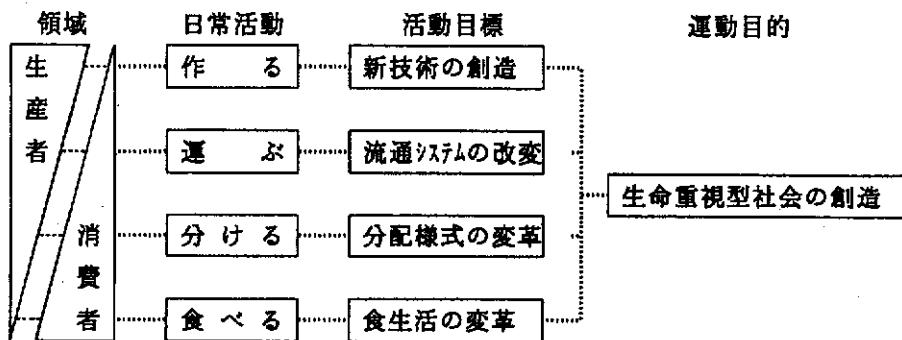
3)運動の展開

やがて、有機農業運動が各地に展開。1973年9月、山形県高畠町有機農業研究会、同年11月、兵庫県有機農業研究会などが設立され、生産者と消費者の提携（産消提携）を軸とした従来にない新たな運動、農の安定と食の安全を求める連帯運動が展開することになった。1974年、有吉佐和子氏が朝日新聞に『複合汚染』を連載、公害社会を克服するための一つの方策として有機農業への道があることを事例とともに提示。各地に有機農業の研究と実践に取り組むグループが誕生し、グループ間の経験交流もまた活発に行われるようになる。

2. 有機農業運動の論理と成果

1) 運動の論理

当初は立場を異にする生産者と消費者が連帯し、農の安定と食の安全を求める運動として始まったが、やがて、農業技術の変革や生活の変革を通して生命重視型社会を創造する運動であるということを認識。



2) 運動の成果

今年、わが国の有機農業運動は25年の歴史を重ねることになった。その結果、①思想的転換、②有機農業的農法の再生、③産消提携の成立、④食生活の見直しと変革、⑤市場システムに替わる生命の相互委託システムの構築という成果を生んできた。

3. 有機農業運動の現段階

1) 産消提携活動の停滞

有機農業運動は産消提携活動を中心とし、生産者と消費者の強い絆の上に成立する。したがって、絆の領域において農の安定と食の安全が確立されるが、消費者の動向に左右されやすいという限界もある。現段階では、①運動意識の風化、②専業主婦の減少、③メンバーの高齢化、④安全の商品化、⑤次世代への運動継承の失敗などの理由により、これまでの形態の有機農業運動は停滞期にある。

2) 有機農業の組織的実践と有機農産物認証制度

従前からの任意のグループ活動を主体とした有機農業運動は停滞期にあるが、一方、協同組合間の提携、量販店の進出、ベンチャービジネスの参画など、有機農業の組織的取り組みが展開。自治体による有機農産物の認証制度など新たな地域農政も登場。有機農業運動はいよいよ社会的な広がりを持つ新たな段階に到達したといえる。

4. 有機農業運動の今後の課題

有機農業運動の社会的拡大は、しかし、一方で有機農業の思想を稀薄化させるという矛盾を有する。有機農産物が単に安全の商品化に終始するのであれば、運動の中で育ってきた諸成果はやがて市場システムの中に埋没してしまう。産消提携活動の活性化とともに、自治体農政に有機農業の思想を反映する努力が求められている。